

# 福岡県公報

平成23年2月2日  
第3214号

## 目次

### 告示(第239号 - 第253号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定	(消防防災課)	1
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	3
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	4
土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更の認可	(都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
公 告		
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	5
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	6
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	6

建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	7
景観整備機構の指定	(都市計画課)	7
正 誤		
道路区域の変更(平成22年12月福岡県告示第2004号)中正誤		8
道路区域の変更(平成23年1月福岡県告示第80号)中正誤		8
電線共同溝整備道路の指定(平成23年1月17日福岡県公報第3207号公告)中正誤		8

## 告 示

福岡県告示第239号  
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
春日市天神山2丁目120番1から120番6まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区博多駅前3丁目14番10号  
株式会社 アルシスホーム  
代表取締役 小柳 義則

福岡県告示第240号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定(平成17年10月福岡県告示第1972号)の一部を次のように改正する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

「株式会社九州国際エフエム」を「天神エフエム株式会社」に改める。

福岡県告示第241号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
築上郡築上町大字真如寺12、14、16
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第242号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
築上郡築上町大字真如寺12から14まで、16
- 2 指定の目的  
公衆の保健
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第243号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年9月3日農林水産省告示第1577号（1～3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第244号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年9月27日福岡県告示第1603号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年5月28日福岡県告示第846号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年5月28日福岡県告示第840号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年9月3日農林水産省告示第1577号（4に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第248号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
中伊田土地改良区	平成23年1月21日

福岡県告示第249号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市武丸字長浦917 - 1、917 - 5及び917 - 6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福津市桜川3 - 3  
株式会社 るりいろ  
代表取締役 大原 亨

福岡県告示第250号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字仲原字脇田2342番1、2342番6から2342番8まで、2343番5及び2343番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原1806番地1  
今泉 義秀

福岡県告示第251号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称  
新宮町緑ヶ浜土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成20年10月15日から平成26年3月31日まで
- 3 施行地区  
糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目の一部並びに大字上府字沖田、字大坪及び字林崎の各一部
- 4 事務所の所在地  
糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目9番9号
- 5 設立認可の年月日  
平成20年10月3日
- 6 変更認可の年月日  
平成23年1月24日

福岡県告示第252号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整

理組合の事業計画及び定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

新宮町沖田土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成18年11月24日から平成25年3月31日まで

3 施行地区

糟屋郡新宮町大字上府字小田、字卸供田、字龍王田、字五反田及び字三畝町の各全部並びに字形貝、字牟田、字椎ノ木、字太郎丸、字下村、字小万崎、字長牟田、字柚ノ木、字有道、字長尾、字大坪、字沖田及び字林崎の各一部並びに緑ヶ浜4丁目及び下府2丁目の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡新宮町大字下府2丁目6番1号

5 設立認可の年月日

平成18年2月14日

6 定款の変更の内容

この組合の役員の定数は、理事13人、監事3人とする。

7 変更認可の年月日

平成23年1月24日

福岡県告示第253号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小都市大保字京田1459、1461 - 1及び1461 - 4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小都市大保1434 - 3

学校法人 平岡学園

理事長 平岡 隆

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成23年1月18日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
平元産業株式会社	福岡市博多区千代4 - 18 - 3	平元 新次	平成20年12月15日 福岡県知事許可（般 - 20） 第46497号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除

く。)

(2) 停止期間

平成23年2月1日から平成23年3月1日までの29日間

4 処分の原因となった事実

平元産業株式会社は、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したにもかかわらず、監理技術者を配置しなかった。

このことは、同法第26条第2項の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

また、本件工事において、施工体制台帳を作成しなかった。

このことは、同法第24条の7第1項の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

さらに、特定建設業から一般建設業に許可を受けなおした後に契約を締結した工事において、同法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに同号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成23年1月18日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
馬場建設株式会社	糸島市萩浦519 - 4	馬場 毅	平成22年5月24日 福岡県知事許可（般 - 22） 第60082号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成23年2月1日から平成23年3月2日までの30日間

4 処分の原因となった事実

馬場建設株式会社は、平成22年4月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（技術職員の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成23年1月18日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
----	------------	--------	------

有限会社 井上組	糸島市加布里271 - 5	井上 譲二	平成22年12月22日 福岡県知事許可（般 - 22） 第73248号
-------------	---------------	-------	---

### 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

#### (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

#### (2) 停止期間

平成23年2月1日から平成23年3月2日までの30日間

### 4 処分の原因となった事実

有限会社井上組は、平成21年12月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（技術職員の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

#### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

### 1 処分をした年月日

平成23年1月18日

### 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社九州 設備メンテナ ンス	飯塚市太郎丸820	上市 章	平成19年1月17日 福岡県知事許可（般 - 18） 第73875号

### 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

#### (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

#### (2) 停止期間

平成23年2月1日から平成23年3月2日までの30日間

### 4 処分の原因となった事実

株式会社九州設備メンテナンスは、平成22年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

#### 公告

景観法（平成16年法律第110号）第92条第1項の規定に基づき、景観整備機構を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 景観整備機構の名称

特定非営利活動法人 北九州ビオトープ・ネットワーク研究会

## 2 景観整備機構の住所

北九州市若松区ひびきの1 - 1 北九州市立大学国際環境工学部内

## 3 景観整備機構の事務所の所在地

北九州市若松区ひびきの1 - 1 北九州市立大学国際環境工学部内

## 4 指定年月日

平成23年2月2日

## 正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・12・24	3201	告 示	2004	1			10	表中	後	前
23・1・12	3205	告 示	80	2			後から 5及び 7	表中	犀川本庄	大字犀川本庄
23・1・17	3207	公 告		23			後から 9から 10まで	表中	所管県土整備事務所	所管土木事務所